

健康福祉審議会	2025/5/27	資料3-2
第7回 障害部会		

令和6年度（2024年度）  
「中野区障害者計画」  
に係る各施策の取組状況について

## 目次

基本施策	施策	主な取組	ページ
1 障害者の権利擁護	1 障害を理由とする差別の解消の推進	① 相談体制の強化	1
		② 合理的配慮の提供の推進	2
		③ 障害者差別解消に係る区の実施の評価・改善	2
		④ 理解促進及び啓発活動への取組	3
	2 障害者虐待防止の取組	① 障害者虐待防止相談体制の強化	4
		② 障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進	5
		③ 施設従事者等の専門性と質の確保	5
	3 成年後見制度の利用促進	① 成年後見制度の利用支援等の推進	5
		② 成年後見人の利用促進	6
2 地域生活の継続の支援	1 障害特性等に配慮したきめ細かい支援	① 重度障害者支援の充実	7
		② 多様化するニーズへの対応	8
	2 相談支援体制の充実・強化	① 地域の相談支援体制の強化	8
		② 専門相談の推進	8
	3 福祉人材の確保・育成	① 福祉人材の確保	9
		② 福祉人材の育成	10
	4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	① 当事者本位の総合的かつ横断的な支援の推進	10
		② 地域ケアの推進	11
3 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援	1 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組	① 支援体制の強化	12
		② 地域資源の整備	13
	2 精神障害者の地域移行を支える体制整備	① 精神科入院患者の地域移行の推進	13
		② 地域生活を支える体制整備の拡充	14
		③ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組	14
	3 障害者の地域生活支援拠点の充実	① 身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備	15
② 地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化		15	
4 障害者の就労の支援	1 就労機会の拡大	① 就労に向けた専門的支援の拡充	16
		② 雇用の確保	16
	2 一般就労への支援と定着の取組の強化	① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化	17
		② 体験実習を通じた就労支援の充実	17
		③ 就労定着に向けた関係機関の連携強化	18
		④ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援	18
	3 就労継続支援事業所における工賃の向上	① 安定した受注の確保	19
		② 自主生産品の充実に向けた支援	19
		③ 就労継続支援事業所が担う役割の拡充	20
	5 障害児支援の提供体制の整備	1 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進	① 中野区版児童発達支援センター機能の充実
② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援			22
③ 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援			23
2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等		① 障害児通所支援事業所の確保と質の向上	23
		② 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保	24
		③ 障害児相談支援体制の充実	24
3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備		① 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置	25
		② 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備	25

計画進捗状況等調査票

計画名称	障害者計画
基本施策	1 障害者の権利擁護
実現すべき状態	<p>障害は、心身の機能の障害のみに起因するのではなく、社会の様々な障壁と相對することによって生じるものであるという「社会モデル(人権モデル)」を基幹として、障害のある人が自身の意思で決定し、活動や社会参加の制約を受けることなく、地域生活や社会生活を継続し、適切な支援を受けながらその人らしく生きられる社会が構築され、多岐に渡る施策が行われています。</p> <p>差別解消や虐待防止のための障害への理解を促進する啓発活動への取組が行われるとともに、施設従事者は研修や事業者間の連携の機会を持ち、専門性及び質が担保された支援が行われています。</p>

成果指標					
1	障害のある人に対する解が「ある程度進んでいる」、「十分に進んでいる」と回答した人の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		31.9%	— (令和7年9月 実施予定)	38.5%	41%
2	障害者差別解消法の「名前は知っている」「内容も知っている」と回答した人の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		30.4%	— (令和7年9月 実施予定)	35%	40%

■施策1 障害を理由とする差別の解消の推進(掲載ページ:P235~236)

主な取組 ① 相談体制の強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>当事者からの障害者差別に係る相談は、最初は当該事項の担当所管が受け、解決に至らない場合は障害福祉課が受ける流れで、解決に向けての取組を行っています。解決が困難なために関係所管が集まり、障害者差別解消検証会議を開催したうえで、是正措置等の通知を行います。今後も、解決困難な事例が発生しないように、差別を解消する取組を推進します。</p> <p>そして、当事者が相談しやすい環境を確保するために、区は各所管に、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供に係る情報共有、当事者に対する区における相談体制の周知等を行います。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>所管に対して、障害を理由に本人が不都合を感じ個別の配慮や対応を求めた事案について、4月と11月に調査を実施した。調査実施の際には、今までの所管で対応した相談内容、それに対する所管の対応状況等の事例について情報提供を行い、合理的配慮の提供の推進に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度も引き続き、各所管に対して、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供に係る情報共有を行う。</li> <li>所管にて障害者差別に係る相談が解決しない場合は、障害者差別解消検証会議を開催し、適切な措置を講じる。</li> </ul>

主な取組 ② 合理的配慮の提供の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害者への差別を解消するためには、障害への理解を進めるとともに、当事者への合理的配慮の提供が必須です。</p> <p>適切に合理的配慮が提供できるように、区においては、定期的な調査を行い、収集した事例を区職員に周知することで情報の共有を図っています。</p> <p>障害者差別解消審議会においては、区が収集した合理的配慮の提供等に係る相談事例や区が行った対応について報告を受け、その対応が適切であったかを審議します。不当な差別的取り扱いが認められた場合においては、改善した取組について意見や提案を行っています。</p> <p>事例の共有や改善の提案を通じ、障害のある人が適切に合理的配慮がなされた環境で行政サービスを利用できるようにするため、区各所管において必要な対応を講じるように継続して情報を発信していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・所管に対して、障害を理由に本人が不都合を感じ個別の配慮や対応を求めた事案について、4月と11月に調査を実施した。調査実施の際には、今まで所管で対応した相談内容、それに対する所管の対応状況等の事例について情報提供を行い、合理的配慮の提供の推進に努めた。</p> <p>・令和7年2月に第3期第2回差別解消審議会を開催し、障害者差別にかかる相談に対する所管の対応状況や、区の啓発事業等について報告し、意見や提案を受けた。</p>	<p>・令和7年度も引き続き、各所管に対して、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供に係る情報共有を行う。</p>

主な取組 ③ 障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>中野区障害者差別解消審議会等において、区における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針や啓発活動等の取組が適正かどうか審議を行い、改善すべき事項について意見及び提案を受け、障害者差別解消の取組を進めます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>令和7年2月に第3期第2回差別解消審議会を開催し、障害者差別にかかる相談に対する所管の対応状況や、区の啓発事業等について報告し、意見や提案を受けた。</p>	<p>・審議会から提出された意見について関係所管に情報提供するとともに、意見に対する区の対応について検討・実施する。</p> <p>・令和8年2月に第3期第3回差別解消審議会を実施し、障害者差別解消に係る区の対応や取組について報告する。</p>

主な取組 ④ 理解促進及び啓発活動への取組			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害を理由とする差別の解消を目的として、毎年度、区民に向けた講演会、小中学校及び行政窓口等へのリーフレット等の配布を行い、障害のある人について知り、理解する機会を設けています。また、ヘルプマーク、ヘルプカードの必要な方への配布、区民向けの周知等を行ってきました。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会においては、小中学校への出前講座、民間事業者との意見交換等を継続して行っています。</p> <p>今後も、区民の目につれ、知るきっかけをもっていただけるように、様々な方法で啓発を行うこと、直接の対話により理解を更に深められる機会として出前講座や意見交換会等の継続した開催が必要と考え、継続して実施していきます。障害特性が様々であるように、必要とする支援は一人ひとり異なることを踏まえ、幅広いテーマで実施します。</p> <p>また、より区民への理解が広がるよう、地域で開催される各種イベントにおいて、主催者に障害の有無に関わらず参加しやすくなるための配慮や工夫を呼びかけていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内民間事業者・区民向け事業として、「障害理解促進ワークショップ」を実施し、差別や合理的配慮について考える機会を創出した。さらに、採用2年目職員及び管理職候補者計144名を対象に、同内容の研修を実施し、中野区職員における差別解消の推進に係る意識の醸成を図った。</li> <li>・ポスター掲示やのぼり旗の設置により、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を図った。</li> <li>・区立小中学生を対象に差別解消リーフレットを配布し理解啓発に努めた。</li> <li>・障害者差別解消支援地域協議会の取組として、白桜小学校5年生70名、北中野中学校1年生120名に対して出前講座を実施した。また、マルチグループの担当者をゲストに招き、合理的配慮や障害者雇用など幅広い分野で意見交換を実施した。</li> <li>・障害者自立支援協議会4部会合同セミナーとして、パラスポーツ体験イベントを実施し、障害理解促進を図った。</li> <li>・交流事業の試行として、令和6年度末に中野区聴覚障害者福祉協会が主催する手話交流イベントで、周知や会場確保で共催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進、啓発活動を令和7年度も引き続き実施する。</li> <li>・令和7年度から新規事業として、中野区障害者福祉事業団と連携しながら、「障害の理解促進・ふれあい交流事業」を実施し、障害に対する理解促進と交流の機会の充実を図る取組を進めていく。</li> </ul>

■施策2 障害者虐待防止の取組(掲載ページ:P237~238)

主な取組 ① 障害者虐待防止相談体制の強化

取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>区は、障害福祉課に障害者虐待防止センターを置き、通報への対応、虐待防止に係る啓発事業を実施しています。</p> <p>区の障害者虐待防止センターへの通報・届出のほかに専用電話による24時間受付体制の確保、地域の相談や通報・届出機関としてすこやか障害者相談支援事業所を位置づけ、相談体制を構築しています。</p> <p>事例によっては弁護士等による事例検討会や専門的支援により、客観的な判断や権利をどのように守るかについて助言を受ける機会や、カウンセラーによるカウンセリングを受ける機会を設けています。</p> <p>ハードの面では、一時的に保護するための居室は、身体・知的障害者、精神障害者それぞれに確保しています。</p> <p>虐待を発生させないための対策が第一ですが、虐待の通報・届出があった時に、被虐待者にすぐコンタクトでき、支援につなげられる体制の確保及び維持は必須であり、また、早期対応、早期介入ができるよう、障害者虐待防止センターの機能について、誰もが知っているセンターとして認識してもらえるように更に周知していきます。</p> <p>また、虐待者が養護者である家族だった場合、養護者等へ相談や指導及び助言等も行います。介護負担を軽減するために専門機関からの助言・支援を受けながら、日常生活への支援を行っており、関係機関との連携をさらに強化していきます。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>自己評価: ○</p> <p>・令和6年度の障害者虐待通報受理件数は44件。うち、精神障害者が22件、知的障害者が17件、身体障害者が5件であった。前年度の通報受理件数34件から10件の増加となったが、虐待が疑われる障害者の安全を守るための迅速な対応、再発防止に向けた調整を行った。</p> <p>・相談支援専門員及び区民向けに障害者虐待防止研修を実施し、虐待防止センター機能の更なる周知を図った。</p>	<p>令和7年度も引き続き実施する。</p>

主な取組 ② 障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
虐待防止セミナーの開催、リーフレットの配布等により、啓発活動を継続して行います。また、適宜、虐待防止マニュアルを改訂し、最新の取組や考え方の周知を図っていきます。障害者の虐待を防止するためには、障害者差別の解消と同様に、地域における多様な障害への理解促進が求められており、効果的な啓発のための取組を検討し、実施していきます。	障害福祉課	自己評価: ○ 障害者虐待防止に関する研修の実施や、パンフレット「みんなで作ろう 障がい者虐待のない社会」の配布により、障害者虐待防止への理解や通報義務についての啓発を行った。関係機関へは令和6年3月に改訂した虐待防止マニュアルの配布を行い、虐待にあたる内容の確認や発生時の対応について理解を深めた。	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ③ 施設従事者等の専門性と質の確保			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
施設従事者等の専門性と質の確保 施設従事者等による虐待は全国的に増加傾向にあり、死亡事故や重大事案が発生しています。このことを憂慮し、区としても虐待防止対策を推進していきます。 特に通報件数の多い施設入所支援、共同生活援助、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所などについては、専門性とサービスの質を確保するために人材育成研修の実施、研修への参加促進及び、虐待防止体制のチェックなどを行います。	障害福祉課	自己評価: ○ 令和6年度の障害者虐待通報受理件数は44件。そのうち、施設従事者等による虐待は19件であった。前年度の14件から5件の増加がみられた。 通報があった施設に対しては、聞き取り調査を行い、虐待が発生した環境・人的要因と、再発防止のための対策を確認した。従事者への面接や本人への意向確認も進めながら、改善計画の提出を促した。	令和7年度も引き続き実施する。

■施策3 成年後見制度の利用促進(掲載ページ:P238~239)			
主な取組 ① 成年後見制度の利用支援等の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
区においては、成年後見制度の利用促進において、本人の尊厳と意思決定を尊重した意思決定の支援、制度運用、権利擁護に取り組むネットワークの構築、制度の正しい理解を促進していきます。 障害者本人の権利や自己決定を最大限に尊重できるように、成年後見制度においては本人の状況に合わせ、補助、保佐、後見のいずれかの区分に分かれること、どこでどのような手続を行う必要があるのか等を知ることができるように、情報提供を行っていきます。	福祉推進課 障害福祉課	自己評価: ○ 【福祉推進課】 福祉関係者を対象とした情報連絡会で意思決定支援の理解を深めるための講演会を実施したり、成年後見制度の正しい理解促進のため、一般区民向けに成年後見制度説明会を実施した。 【障害福祉課】 制度や費用などの正しい知識を広めるため、HPで広報した。	引き続き、意思決定支援や成年後見制度の正しい理解を広めるため、手法等を工夫して普及啓発事業を実施する。

主な取組 ② 成年後見人の利用促進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
成年後見制度を利用するためには、申立てする際の手数料等や鑑定費用、成年後見人等への報酬負担が発生します。成年後見制度の利用を必要としている障害のある人が、躊躇なく制度の利用につながるよう、助成制度等の周知を一層進めていきます。	福祉推進課	自己評価: ○ 成年後見制度の申立経費助成及び報酬等費用助成について、必要とする人に周知が行き渡り円滑に利用が進むよう、区HPやパンフレット等で広報を行うとともに、成年後見支援センターの出前講座等でも積極的に広報を行った。	引き続き様々な機会をとらえ、広く成年後見制度の申立経費助成及び報酬等費用助成の周知を図る。

計画進捗状況等調査票

計画名称	障害者計画
基本施策	2 地域生活の継続の支援
実現すべき状態	<p>地域生活を継続するための資源として障害福祉サービスのサービス量が確保され、それぞれに必要なサービスが提供されています。</p> <p>障害の状況、ともに生活する家族等の状況、年代等、様々な背景が考慮され、その人らしい地域生活を継続するために、これらの状況を把握したうえで、計画的にサービスが整備されています。</p> <p>障害福祉サービス等を利用するために相談支援体制が確保され、適切に相談支援が行えるよう、専門性を強化・充実させるための研修の機会や関係機関との連携等の仕組みが構築されています。</p> <p>サービスを提供する福祉人材を確保する取組がなされ、育成する仕組みが構築されています。</p> <p>障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討が継続されています。</p>

成果指標					
1	障害福祉サービスを利用していない理由として、「サービスを知らない」、「利用方法が分からない」と回答した人の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		30.7%	— (令和7年9月 実施予定)	12.0%	10%
2	外出する時に特に困ることはないとする障害のある人の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		57.7%	— (令和7年9月 実施予定)	67.0%	70.0%

■施策1 障害特性等に配慮したきめ細かい支援(掲載ページ:P242~243)

主な取組 ① 重度障害者支援の充実			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の 取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開 に変更がある場合はその内容)
<p>重症心身障害児(者)や、医療的ケアが必要な人が社会活動に参加できる場所として生活介護を実施しています。</p> <p>医療的ケアが必要な人は増加しており、家庭における介護負担も大きいことから、新たな整備や拡充は急務です。生活介護事業所において、東京都重症心身障害児(者)通所事業の指定を受け、医療職を含む専門職員確保、活動場所の環境を整備してサービス提供の確保を行っていますが、今後も更なる受入れ枠の拡充を図る必要があり、引き続き整備に係る検討を行ってまいります。</p> <p>在宅生活においても、重症心身障害児(者)が利用できる短期入所について、既存の事業所との調整及び新たな事業所の整備・拡充を行います。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・生活介護については、特別支援学校の在籍児に係る調査を毎年行っており、ニーズ把握に努めている。また、公有地の活用における整備検討も行った。</p> <p>短期入所における医療的ケアの実施については障害者支援施設江古田の森とは医療的ケアのある方が利用できるようになるための検討・調整を行っている。</p> <p>・在宅レスパイト事業の継続実施と令和7年度実施に向け、要綱を改正し事業名と内容に「就労等支援」を明記するとともに、支援の場所の拡充について検討した。</p>	<p>・生活介護及び短期入所の充実については、継続検討。</p> <p>江古田三丁目重度グループホーム等整備事業は令和7年度に実施設計後に起工、建設事業者の入札を予定している。</p> <p>・支援の場所の拡充(自宅だけでなく学校等)について、事業者や当事者、近隣区の状況調査等を踏まえ実施に向け検討する。</p>

主な取組 ② 多様化するニーズへの対応			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害のある人の障害の状況や年齢だけでなく、その人を取り巻く家族等への支援も地域生活を継続するために欠かせません。障害者の介護者である親の就労の継続、または介護負担を軽減するため、日中活動系サービス利用終了後の夕方から夜にかけて、障害のある人の支援環境の確保が必要であり、これまでも継続して検討を行ってまいりました。障害の状況、年齢、生活の背景等、それぞれに合わせた多様な支援を提供するために、専門性を担保し、安全かつ継続的に夕方の居場所を確保できるよう、実現に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、環境の整備及び支援を推進してまいります。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者、事業者、特別区自治体に対し、それぞれの現状や要望等の調査を行った。これらの結果を分析し、どのような対応ができるかについて検討を行った。</li> <li>・点字版やルビ付きの会議資料を提供した。</li> <li>・音声版・点字版なかの区報の無料提供を行った。</li> <li>・手話通訳者、要約筆記者及び失語症者向け支援者等、障害特性に応じた意思疎通支援事業を継続して実施した。</li> <li>・東京都が実施している「スマホを活用した障害者向けアクセシビリティ向上支援事業」に参加し、視覚障害者向けスマホ教室を6回開催した。</li> </ul>	引き続き事業実施に向けた検討を行う。

■施策2 相談支援体制の充実・強化(掲載ページ:P244~245)			
主な取組 ① 地域の相談支援体制の強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>すこやか障害者相談支援事業所においては、一般相談、計画相談、地域相談を担っています。この中で、地域相談においては、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、入所施設等や精神科病院への訪問が行えない期間が続いていました。入院患者の高齢化も進んでおり、地域移行を推進するために、支援体制の強化を図ります。</p> <p>また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、中野区相談支援専門員ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。身体障害、知的障害または精神障害のそれぞれの障害特性に応じた相談への対応、障害の多様化に応じた相談を行うために、専門性の強化や関係機関等との連携による情報やノウハウの共有等を更に進めていくための体制を確保します。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局を務める障害者自立支援協議会施設系事業者連絡会においては、テーマを設けて意見交換を行った他、事業者間交流研修や、外部講師を招聘した研修を行った。</li> <li>・相談支援専門員の専門性強化の取組として、障害者自立支援協議会内に相談支援専門員連絡会を新たに設置した。</li> </ul>	令和7年度も引き続き実施する。

主な取組 ② 専門相談の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>基幹相談支援センター(障害福祉課)を中核として相談支援事業所との連携や専門性を強化するための人材育成などに取り組んでいます。研修は、委託による実施に切り替え、専門事業者が障害福祉サービス事業所へのニーズ調査を行った上で、その時々求められる研修内容を反映して実施します。</p> <p>また、発達障害や高次脳機能障害といった専門別の相談については、利用者の動向を確認しながら実施回数の増減等の検討を行い、適切に専門相談を受けられるようにしていきます。</p> <p>更に、専門相談だけでなく、障害特性に応じた適切な相談支援が受けられるように、基幹相談支援センターを中心として、連携の強化や人材育成等により支援体制の整備を図っていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所向け研修は年10回実施した。全事業所向けと相談支援専門員向けに分け、受講対象のニーズに対応したスキルアップ研修を実施した。</li> <li>・新庁舎に高次脳機能障害の専門相談室を確保することで、個別相談会の回数を増やし、専門相談を受けられる体制を整備した。(R5年度24回→R6年度34回)</li> <li>・基幹相談支援センター機能の一つとして、地域の関係機関のネットワークの充実に向け、すこやか障害者相談支援事業所連絡会において関係機関と制度等に関する情報共有を図るほか、障害福祉サービスマニュアルの作成・配布を通じて専門性の高い相談支援体制の整備を進めた。</li> <li>・障害者自立支援協議会内に新たに設置された相談支援専門員連絡会で、相談支援専門員のネットワークづくりや連携を推進した。</li> </ul>	令和7年度も引き続き実施する。

■施策3 福祉人材の確保・育成(掲載ページ:P246~247)			
主な取組 ① 福祉人材の確保			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>福祉人材の不足を解消するため、中野区社会福祉協議会が主催し、合同就職セミナーを開催するなどの取組を行っています。区においても安定したサービスの提供体制の確保、地域生活を継続するための支援を実施する支援者を確保するための取組を強化していきます。</p> <p>支援職員が、処遇、育成計画などにより、働き続けたいと思える環境を作るために区としても積極的に取り組む必要があります。人材の確保は、介護分野における特定技能外国人の受入れの区内事業所への周知や、日本で生活をする外国籍の方に進路の選択肢として知ってもらう機会を設けるといった対応の検討もしていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都の福祉人材情報バンクシステムのHP「ふくむすび」や、東京ハローワークの「人材確保・就職支援コーナー」などのリンクを区のHPに貼り、福祉の仕事の現場や魅力を広く知ってもらうよう周知した。</li> <li>・つむぎなどの委託事業で、東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当の実施による処遇改善を見込んだ予算を確保した。</li> </ul>	令和7年度も引き続き実施する。

主な取組 ② 福祉人材の育成			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害者の重度化や高齢化、介護者の就労等、様々なニーズに対応できるように障害福祉サービスが多様化するとともに、区内の障害福祉サービス事業者数も増加しています。そうした中で、サービスの質の確保を図るため、基幹相談支援センター業務として人材の育成を図るべく区内の通所施設従事者等を対象に「障害福祉サービス従事者人材育成研修」を実施しています。専門の事業者へ委託し、ニーズ調査を行い、現場の声を把握した上で研修のテーマを定めるなど、スキルアップにつながる研修となるようにしました。今後も、従事者の専門性の確保、障害者の重度化・高齢化や、障害福祉サービスの多様化に対応できるように、様々なニーズをすくい上げ、育成研修を継続し、専門性の確保に努めます。</p> <p>また、中野区障害者自立支援協議会には、居宅系及び施設系の事業者連絡会を設置しており、事業者間の連携や情報交換、研修などを行っています。研修、情報共有の機会を確保しながら、支援の質を向上させるための機能として今後も継続していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業所向け研修は年10回実施した。全事業所向けと相談支援専門員向けに分け、受講対象のニーズに対応したスキルアップ研修を実施した。</li> <li>・東京都相談支援従事者研修における地域実習の受け入れ先として区内事業所の情報を提供したり、区内の主任相談支援専門員に指導の依頼をした。主任相談支援専門員の自主勉強会を後方支援した。</li> <li>・必要な知識や技能を有する居宅介護従業者を養成するため、養成研修事業を行う事業者に対して必要経費を助成した。</li> <li>・施設系事業者連絡会においては、テーマを設けて意見交換を行った他、事業者間交流研修や、外部講師を招聘した研修を行った。</li> </ul>	令和7年度も引き続き実施する。

■施策4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進(掲載ページ:P248)			
主な取組 ① 当事者本位の総合的かつ横断的な支援の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>本人や家族への支援を充実させるため、関係機関との連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。</p> <p>ひとつの問題が解決してもそれで終わりではなく、継続的な伴走型支援が必要とされています。行政だけでなく、アウトリーチ型の支援を行っている様々な担い手がそれぞれの役割を適切に遂行するように、障害の特性に応じた支援にどのように取り組んでいくことができるのかについて、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ横断的な取組を推進します。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>基幹相談支援センターとして、地域の計画相談支援事業所やすこやか障害者相談支援事業所の後方支援、伴走支援を行った。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

主な取組 ② 地域ケアの推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>居場所づくりや就労支援などの社会参加への支援、地域資源の開発や担い手の育成といった地域作りを進めていくため、重層的支援体制整備事業との整合性を図りながら体制整備を進めます。</p> <p>また、支援においてこれまで以上に専門機関や関係者との連携が必要になってくることから、連携や地域課題の解決のための仕組みである地域ケア会議において積極的に障害者への支援について発言を行い、連携の強化を図ります。</p> <p>地域における居場所づくりと併せ、重度障害者等が在宅生活を継続できるように在宅療養体制の充実について、制度の拡充を進めます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>地域の担い手育成という点では、精神障害者のピアサポーター養成と活用の推進を図った。ピアサポーターは精神障害者地域生活支援拠点事業にて活躍いただけるようスタッフとしての雇用を位置付けた。地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを推進する障害者自立支援協議会等と連携・協働を行った。</p> <p>障害者自立支援協議会内に新たに設置された相談支援専門員連絡会で、相談支援専門員のネットワークづくりや連携を推進した。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

計画進捗状況等調査票

計画名称	障害者計画
基本施策	3 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援
実現すべき状態	<p>障害のある人が地域の一員として、自分らしい暮らしをすることができる地域社会となっています。</p> <p>入所施設からの退所者及び精神科病院からの退院者は、地域生活を体験する機会を通して、自ら住みたいところを選び、各自のライフスタイルに合った暮らしをしています。</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るための社会資源が整備され、入所施設等からの地域移行が進んでいます。</p> <p>居住、就労、相談、緊急一時保護など、多方面から地域生活を支えるサービスの提供体制が整備され、障害のある人や家族が安心して地域生活を送っています。</p>

成果指標					
1	入所施設から地域移行した障害のある人の数(平成27年度以降の累積数)	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		15人	21人	27人	33人
2	精神科病院での長期(1年以上)入院を経て退院した人の数(平成27年度以降の累積数)	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		76人	91人	129人	145人

■施策1 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組(掲載ページ:P251~252)

主な取組 ① 支援体制の強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>地域移行において候補にあげられる共同生活援助について、重度障害者の受入れが可能な事業所は、設備の充実、支援者の専門性の確保や医療職等の配置などが必要です。介助が必要な時間帯や日中の職員を厚めに配置する必要があり、民間事業者による自主的な運営では実施が難しいため、区が誘導し、整備を推進する必要があります。</p> <p>江古田三丁目重度障害者グループホーム等の整備においては、重度障害者の支援のための補助を実施するものとし、令和9年度(2027年度)の開設を目指して整備を進めています。この他にも、重度障害者が利用できるようにするため施設・設備の整備、職員の体制強化が必要な場合において、区としての取組を検討していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>基本設計が決定、実施設計に着手している。</p>	<p>実施設計の完了、建築入札(計画変更なし)</p>

主な取組 ② 地域資源の整備			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>区において重度障害者グループホーム等の整備を推進しています。介護者が高齢になっても住み慣れた地域において生活を継続できるように、共同生活援助の整備は必須であり、江古田三丁目重度障害者グループホームだけでなく、適した区有地の確保ができるよう、その次の整備に向けた取組を行っていきます。</p> <p>また、重度の障害のある人への支援を可能とするため日中サービス支援型共同生活援助等、ニーズの確認や、障害者地域生活移行・定着化支援事業の活用を検討し、地域移行を希望する人に対する支援を進めます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>区有地を活用した共同生活援助やその他サービスの整備について、検討した。</p> <p>特別支援学校等在籍児調査を行い、将来の日中活動系サービス利用者数を推計し、次の整備が必要な時期を把握したうえで検討を行った。</p>	<p>【施設係】</p> <p>公有地活用における共同生活援助整備の具体化(予定変更なし)</p>

■施策2 精神障害者の地域移行を支える体制整備(掲載ページ:P253)			
主な取組 ① 精神科入院患者の地域移行の推進			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>精神障害者を対象とした地域生活支援拠点において、地域移行プレ事業を開始し、地域移行コーディネーターを配置し、円滑な地域移行につなげるための前段階の支援を行っています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による行動制限が撤廃され、医療機関にアプローチし、退院意欲の喚起、アセスメント等を行い、積極的に指定障害福祉サービスの支援に取り組んでいます。</p> <p>中野区内に精神科の入院病棟がなく、アウトリーチにも時間を要する地域の特徴を踏まえ、地域移行への支援を推進するために必要な体制整備を行います。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・地域移行プレ事業の支援対象者は20名だった。地域移行・地域生活支援コーディネーターを配置し、障害福祉サービスの地域移行支援に引き継ぐため、精神科病院を定期的に訪問して入院患者と面会し、地域移行の希望の掘り起こしや退院意欲の喚起を行い、各患者の心身の状況や意向等を把握した。</p> <p>・精神科病院の地域生活支援拠点事業への理解を促進するため、中野区民の入院者を多く有する精神科病院を中心に説明の機会を設けた。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

主な取組 ② 地域生活を支える体制整備の拡充			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>区内の精神障害者を主たる対象とした共同生活援助は、その利用者の半数以上が他自治体が実施機関になっており、中野区が実施機関の障害者はその約半数が区外事業所を利用しています。退院後の受け皿として、住み慣れた地域に地域移行を果たし、生活を継続するためにも、区内における共同生活援助の整備を推進していきます。入院中の精神障害者の地域移行後生活基盤の整備として、共同生活援助以外の障害福祉サービスについても拡充していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>入院前に中野区に居住しており、退院後も引き続き中野区での生活を希望している方へは、希望に沿うよう中野区内の共同生活援助を提供をしている。</p>	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ③ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>区内の精神保健に関する保健・医療・福祉関係機関に所属する委員から成る「中野区地域精神保健連絡協議会」により各関係団体の協力体制の整備及び調整などの検討を行い、地域における生活を支援する基盤づくりを進めていきます。</p> <p>協議の場の設置、住まいの確保支援に係る事業、ピアサポート、アウトリーチ、退院後の医療の継続支援、家族支援など、その人を取り巻く地域全体で支援体制を構築するものとして、今後、一層の推進を図っていきます。</p>	保健予防課 障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>【保健予防課】 令和5年11月より開始の第三期協議会では中野区における様々な精神保健にまつわる課題のなかから『精神科医療と地域の連携』『ピアサポーターの養成・活用について』をテーマにあげ、令和6年度は2回協議会を実施した。具体的な解決策については区内所管(関連三課)でさらに検討を重ね、医療機関へのアプローチ等を協働で行っている。</p> <p>【障害福祉課】 「中野区地域精神保健連絡協議会」を通じて、地域の精神保健の関係機関と課題の共有と、体制整備を推進した。令和6年度においては、精神保健における地域と医療の連携が取り扱われ、医療機関へのアンケートを行い、連携強化の取組について検討を行った。</p>	中野区精神保健福祉連絡協議会の運営。精神保健福祉にかかわる所管の部署との連携を図り、措置入院患者の退院後支援や医療中断予防訪問等事業等、各事業の展開を推進。措置入院にならなかった患者への支援方策等、所管部署との協働し、地域全体で支援対策を構築いくための課題解決に向けて一層の推進を図る。

■施策3 障害者の地域生活支援拠点の充実(掲載ページ:P254)			
主な取組 ① 身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点は、重度障害者グループホーム等に併設して整備する予定であり、令和9年度(2027年度)に開設を見込んでいます。</p> <p>知的障害者及び身体障害者を対象とした地域生活支援拠点は、介護者である家族の高齢化や疾患など、緊急時の対応も重要な要素と考え、適切に相談に応じられるようにコーディネーターを配置する予定としています。</p> <p>精神障害者を対象とした地域生活支援拠点ippuku と、それぞれが役割分担して、障害者相談支援事業所との連携を図りながら地域生活支援拠点が有機的に機能するために、中野区における地域生活支援拠点のあり方を再構築していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業については、基本設計は策定完了し、実施設計に着手した。</p> <p>・令和6年度においては、精神障害者を対象とした地域生活支援拠点事業が単独で支援を行ってきた。</p>	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ② 地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>既に実施している精神障害者を対象とした地域生活支援拠点においては、病院や区内障害福祉サービス事業所等に事業の周知を行い、連携に向けた基盤づくりを進めます。また、運営状況を中野区障害者自立支援協議会に報告し、機能充実のための検討の機会を確保します。</p> <p>基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、既存の施設や事業所等がそれぞれの役割をもって、効果的に支援が行える体制が確保できるように関係機関と定期的に調整を図り、入所施設等からの地域移行・地域定着を進めていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>精神障害者の地域生活の継続・定着のための支援として、地域生活支援拠点事業にて地域生活の体験、緊急時の保護を実施した。運営状況を障害者自立支援協議会に報告した。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

計画進捗状況等調査票

計画名称	障害者計画
基本施策	4 障害者の就労の支援
実現すべき状態	<p>職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害のある人が当たり前で働ける地域社会の中で、一人ひとりが個々の状況に合わせて就労形態を選択し、いきいきと暮らしています。</p> <p>生産性だけでなく、働きたいという気持ちが尊重され、就労継続支援事業所では利用者がやりがいを感じ、意欲を持って働いています。</p> <p>こうした働き方を支えるため区内の企業等と連携を図り、さまざまな作業に取り組める環境になっています。</p>

成果指標					
		計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
1	年金・手当以外の一般就労による定期的な収入のある障害のある人(15歳以上65歳未満)の割合	44.4%	— (令和7年9月 実施予定)	45.7%	46%
2	就労支援事業による一般就労者数	59人	63人	71人	77人

■施策1 就労機会の拡大 (掲載ページ:P257)			
主な取組 ① 就労に向けた専門的支援の拡充			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の 取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開 に変更がある場合はその内容)
<p>区内の就労移行支援事業所における利用者数の減少傾向が見られるなか、法定雇用率は上昇する予定となっており、障害のある人の就労を推進するためにはこれまで以上に専門性や丁寧な支援が必要です。就職前、就職後それぞれに、区の障害者就労支援センターを担う中野区障害者福祉事業団が適切に継続して支援できるように体制を確保していきます。</p> <p>更に、休職中の人に対し、職場復帰に向けた一時的な支援を行うなど、ニーズに応じた幅広い支援を行えるように、専門性を確保する取組を推進していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>就労相談を初め、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援、日常生活支援等の就労支援センター業務を中野区障害者福祉事業団に委託し、適切に事業を継続できた。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

主な取組 ② 雇用の確保			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害者就労支援センターにおいて、職場実習の受入れ企業等の新規開拓を行ってきており、法定雇用率引き上げに向けて、企業等への働きかけを一層行っていきます。</p> <p>企業等に対し、実習受入奨励金といった区の助成制度について周知する、障害特性を知る、職場の受入れ体制をつくるための助言の機会を設けるなど、障害者雇用を推進するために働きかけていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>区内中小企業を中心に訪問を行い、雇用の場の開拓など働きかけを行った。また、企業に対し、実習受入奨励金制度について周知を図った。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

■施策2 一般就労への支援と定着の取組の強化(掲載ページ:P258、259)			
主な取組 ① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して、就職に向けた課題解決や意欲の喚起を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組を進めます。</p> <p>また、一般就労を希望する障害者就労支援事業所の利用者に対し、アセスメント等を行い、それぞれに合った就労を目指す支援を行います。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>中野・練馬の特別支援学校への定期的な訪問・電話連絡により継続的な状況把握に努めた。</p> <p>また、障害者就労支援事業所の就労を希望する利用者について、区役所実習を経て就労に結びつけることができた。</p>	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ② 体験実習を通じた就労支援の充実			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>区役所における体験実習の機会においては、個々の段階に応じた体験ができるように、就労支援センターと相談をしながら、実施内容を拡充していきます。</p> <p>企業等における実習の機会を確保できるように、就労支援センターを通じて働きかけを行っていきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・区役所における職場体験実習の拡大・充実を図るため、庁内に対して業務の募集依頼調査を実施した。</p> <p>・企業等の実習機会の確保のため、働きかけを行った。</p>	<p>・区役所における職場体験実習を拡充できるよう、中野区障害者福祉事業団と検討する。</p> <p>・社会福祉協議会を含め企業等における実習の機会を確保できるよう、働きかける。</p>

主な取組 ③ 就労定着に向けた関係機関の連携強化			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害者総合支援法に基づく就労定着支援サービスの利用終了後も、なお就労定着への支援が必要な人に対して、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労支援センター、相談支援事業所とが一層の連携強化を行い、就労定着に取り組みます。</p> <p>また、就職後の一定期間ごとの定着率を分析し、障害者が働き続けられる環境の確保など、障害者本人の定着のための支援に取り組みます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>障害者就労・雇用促進事業委託の一環として、利用者が安心して働き続けられるよう、職場への同行援助、定期的な職場訪問、利用者や家族等に対する助言を行った。</p>	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ④ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>なかの障害者就労支援ネットワークを中心とした、障害のある人や家族に対する就労への意欲喚起や各事業所職員の支援力向上に向けた取組を支援します。</p> <p>また、なかの障害者就労支援ネットワークが主催するセミナー等に民間企業や経済団体の参加を促し、地域ぐるみでの就労支援に取り組みます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・2か月に1回、なかの障害者就労支援ネットワーク雇用就労部会では会議を開催し、事業所、ハローワーク、職業訓練、東京しごと財団など様々な参加者が参加して、情報交換・意見交換を行った。</p> <p>・ハローワーク主催の企業担当者を対象とした障害者雇用相談会について、障害者自立支援協議会就労支援部会が協力して参加し、障害者雇用を効果的に促進するための意見交換などを実施した。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

■施策3 就労継続支援事業所における工賃の向上(掲載ページ:P260、261)

主な取組 ① 安定した受注の確保			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>各事業所が安定的に仕事を受託し工賃向上を図るために、区は共同受注促進事業として中野区障害者福祉事業団に委託し、専任の受注開拓員が企業等への働きかけや調整を実施しています。また、障害者優先調達推進法に基づく公園清掃委託といった一括発注の窓口として事業所との調整を行っています。</p> <p>利用者の高齢化、重度化が進んでおり、工賃の向上だけでなく、利用者一人ひとりが、働くことでの充足感を得ることで、より豊かな生活を送ることができるように、利用者の適性に配慮したうえで、受注開拓を継続して行っています。</p> <p>特定の事業所が受注作業を一括して請け負い続けることになれば、その受注は当該事業所が受け持ち、共同受注開拓員は新たな開拓に取り組むなど、効率的な開拓のあり方も検討します。</p> <p>また、「なかの障害者就労支援ネットワーク」により、協働して就労や受注の向上に係る取組として区役所における販売会やポスター掲示等による周知、情報共有などを行っており、これからも継続して行きます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>受注先開拓から業務の共同受注まで、安定的に事業を実施することができた。</p> <p>なかの障害者就労支援ネットワーク共同受注部会の主催により、計3回(10月、12月、3月)区役所1階ナカノバにて販売会を開催した。開催にあたり、本庁舎での庁内放送や職員ポータルサイトを活用して周知を図った。</p>	令和7年度も引き続き実施する。
主な取組 ② 自主生産品の充実に向けた支援			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>高齢化、重度化が進み、これまで以上に分かりやすい工程の自主生産品の開発が求められています。</p> <p>自主生産品の開発においては、区内の企業等や個人事業者の方など、新しいもの、伝統工芸といった古くからあるもの、技術的な協力、販路の確保等、様々な視点をもって実効性のある連携の機会を確保していきます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>令和6年5月に中野区役所庁舎が移転し、福祉売店もリニューアルしたことに伴い、中野区障害者福祉事業団の提案で、コロニーもみじやま支援センター開設当初から生産を開始していた水耕栽培の野菜を、新たにカップサラダ形式にして福祉売店で販売を開始した。</p>	令和7年度も引き続き検討する。

主な取組 ③ 就労継続支援事業所が担う役割の拡充			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>障害の重度化・高齢化により、就労継続支援事業所においても、工賃向上に加えて、その人らしい働き方ができる環境の確保が重要になっています。</p> <p>一人ひとりの目的や求める働き方を見極め、支援できるように、障害者自立支援協議会を活用して事業所間の定期的な情報交換の場を確保するとともに、区として必要なサービスの整備、地域のなかでの役割分担ができる資源づくりを進めるため、検討を行います。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>・2か月に1回、障害者自立支援協議会就労支援部会を開催し、定期的な情報交換の場を確保した。</p> <p>・就労支援部会の活動の一環として、11月に区役所1階で障害者就労相談会を開催し、障害者やその家族などを対象とした就労に係る相談を受け付け、助言を行った。</p>	令和7年度も引き続き実施する。

計画進捗状況等調査票

計画名称	障害者計画
基本施策	5 障害児支援の提供体制の整備
実現すべき状態	<p>身近な地域で相談できる窓口の周知、気づきの段階から子どもや家族を支援する専門的な相談対応と適切なケアマネジメントによる継続的な支援など、障害や発達に課題のある子どもに対する支援体制が整備されています。</p> <p>また、必要な子どもに対し区立療育センター等の療育相談の機会が確保され、地域の障害児通所支援事業所の専門的支援が提供され、関係機関の連携による重層的な地域支援体制が構築されています。</p> <p>障害児相談支援や障害児通所支援のサービス提供体制が確保され、障害や発達に課題のある子どもが、質の高い専門的な支援を受けることができます。専門性のある障害児相談支援事業者により、子どもの障害や特性に応じた必要な支援を総合的に判断した障害児支援利用計画が作成されています。</p> <p>すこやか福祉センターを中核として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行える体制が構築されています。</p> <p>医療的ケアの必要な子どもが、地域の保育、教育等を受けることができ、障害の有無に関わらず、ともに学び、育ち、生活できる環境が整っています。</p> <p>子どもの障害や発達特性に係る地域の理解が進み、合理的配慮が促進され、地域でともに暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。</p>

成果指標					
1	「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		89.7%	84.8%	95%	100%
2	障害児支援利用計画の作成が必要な件数のうち、指定障害児通所支援事業所により作成された計画の割合	計画策定時 令和4年度 (2022年度)	現状値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
		71%	64.5%	79%	83%

■施策1 障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進（掲載ページ:P266、267）

主な取組 ① 中野区版児童発達支援センター機能の充実			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア 障害や発達の特性に関する身近な地域での情報提供や相談支援</b> 保護者や家族が、早い段階から子どもの障害や発達の課題に気づくことができるよう、すこやか福祉センターを中心に、子育て相談、発達支援相談等を実施するとともに、障害や発達の特性に関する知識や理解を深めるための情報提供や相談支援を行います。</p> <p><b>イ 療育相談の中心となる児童発達支援センターの設置の検討</b> 障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援の必要性の判定を行う療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置に向けた検討を行います。</p>	障害福祉課 すこやか福祉センター	<p>自己評価: ○</p> <p>ア 子どもの発達の課題や障害に気づいた保護者等に対する療育相談体制の充実に向けて、利用者の声や実態を踏まえ心理的負担の軽減策や相談に関する待機期間の短縮など検討を進めた。</p> <p>イ すこやか福祉センターの機能と、区立の療育センター2施設の専門性を活かした支援機能により、児童発達支援センター機能の核となる障害児支援における重層的な地域支援体制の枠組みが形成しており、児童発達支援センター機能を整えた。一方、国が定める基準を満たす児童発達支援センターへの移行について、施設上の課題や財政メリットなどを踏まえ検討を進めた。</p>	<p>ア 療育相談の充実に向け、指定管理者と協議の上、実施体制の確保と人員体制の充実を図る。</p> <p>イ 国が定める基準を満たす児童発達支援センターへの移行について、施設上の課題や財政メリットなどを踏まえ引き続き検討していく。</p>

主な取組 ② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア 保育所等訪問支援の充実</b>            区立療育センターが実施している保育所等訪問支援について、未就学児だけでなく就学時に対象とすることにより、保育所等訪問支援をさらに充実させます。また、区立療育センターだけでなく、民間の事業所による保育所等訪問支援の実施促進に取り組みます。</p> <p><b>イ 関係機関の連携による支援</b>            子どものライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な係者が連携し、子どもにとって最適な支援につながるよう、相談支援の仕組みの整備や機能強化を図るとともに、障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるよう、さらなる連携を深めていき、地域の子育て環境の整備を図ります。            特に、子どものライフステージの大半を占める学齢期においては、教育との緊密な連携のもとに支援していくことが重要であり、ライフステージの節目ごとにつながった支援をアセスメントし、継続的かつ総合的に支援をしていく幅広い相談支援体制を構築します。</p>	障害福祉課 保育園・幼稚園課 学務課 育成活動推進課	<p>自己評価: ○</p> <p><b>【障害福祉課】</b>            ア 区立2施設における保育所等訪問支援の現状と課題を確認。民間事業所の実施状況と合わせ、今後の取組について方向性の確認を始めた。また、令和7年度より保育所等訪問支援事業所の誘導・整備を図るため補助を実施する。</p> <p>イ 関係所管で行っている支援を、子どもの成長に伴う受入れの場の変化に応じてスムーズにつなげるよう関係課による情報共有の場を設けた。</p> <p><b>【保育園・幼稚園課】</b>            「保育所等訪問支援」を利用しない子どもに対する支援、また保護者の養育等の課題に対応する保育所への支援の一環として、令和3年度に「保育ソーシャルワーク事業」を開始した。各保育所の子どもや保護者の多様化、複雑化する様々な課題について、相談員が専門的な見地から助言を行った。</p> <p><b>【学務課】</b>            医療的ケア児支援については、障害福祉課、育成活動推進課、保育園・幼稚園課の関係課と情報交換や打ち合わせを行い、早い段階で医療的ケア児の情報を共有することで、必要な支援や支援方法の検討を行うことができた。また、切れ目ない継続的な支援について、課題の共通認識ができた。就学相談について障害児通所支援事業所で説明を行った。</p> <p><b>【育成活動推進課】</b>            学童クラブにおいて障害や発達に課題のある子どもの受け入れを行うため、就学前に当該児童が通う保育園等へ現地調査に行き、学童クラブ職員の加配を検討するなど、必要な連携を行った。            令和6年度から学童クラブにおいて医療的ケア児の受け入れを開始した。受け入れにあたって支援検討委員会を開催し、庁内関係部署のほか、総合嘱託医の意見を聴取し、支援の内容について検討を行った。</p>	<p><b>【障害福祉課】</b>            ア 集団生活への適応のために専門的な支援を維持するとともに、本人支援はもとより家族支援としての支援計画作成やモニタリング等訪問後の情報共有を迅速に行う必要がある。民間施設の誘導を進めるとともに、民間施設の支援の質の向上を図るため区立施設と連携した取組を図る。</p> <p>イ ライフステージに応じた支援が切れ目なく繋がり継続できるよう、関係機関の役割を知るなど、研修等の機会を作っていく。</p> <p><b>【育成活動推進課】</b>            障害や発達に課題のある子どもが安心して学童クラブで過ごせるよう、入所前に、児童の状況を関係機関に聴取するなど、引き続き連携を図っていく。            医療的ケア児の受け入れにあたっては、支援検討委員会の開催などにより、関係部署や総合嘱託医との連携を行っていく。</p>

主な取組 ③ 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族への支援			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア パARENTメンターによる相談支援の充実</b>            障害や発達に課題のある子どもの保護者や家族が、地域で孤立することなく日頃から身近に安心して相談のできる場所や、様々な情報を得る機会を確保します。このため、ペアレントメンター養成事業において、相談会や講座、シンポジウム等の取組を継続、促進します。</p> <p><b>イ 保護者のレスパイト等の支援</b>            障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病等により子どもを介護することが困難となった場合に対応できるよう、区立障害児通所支援施設において一時保護事業を行い、保護者が、緊急時に安心して子どもを預けられる場所の確保に努めます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>ア パARENTメンター事業において、グループ相談会・個別相談・講座や勉強会を行うとともに、ペアレントメンターの養成も行った。現在19名がペアレントメンターとして登録・活動している。</p> <p>イ アポロ園:延323人、たんぽぽ:延2人、みずいろ:延22人、ゆめなりあ:延266人。未就学児の利用が多く、就学児は少なくなっている。</p>	<p>ア パARENTメンター事業は、幼児期の療育相談前後の不安な保護者へも対応できるメンターの育成を行っている。また、医療的ケア児保護者が、日頃の悩みや不安などを相談できる子育て経験者の相談へも発展させている。</p> <p>イ 通常時の就学児の一時保護事業利用は少ないが、長期休暇時や緊急時の預け先の確保が課題となっており拡充を検討する。</p>

■施策2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等(掲載ページ:P268)			
主な取組 ① 障害児通所支援事業所の確保と質の向上			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア 指導検査や研修会等による障害児通所支援事業所の質の向上</b>            児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査(実地指導、集団指導)を実施します。また、集団指導の機会に、障害児への虐待防止を含め、支援の質の向上のための研修といった取組も行い、障害児通所支援事業所における支援の充実を図ります。</p> <p><b>イ 障害児通所支援事業所への福祉サービス第三者評価の活用促進</b>            区内の障害児通所支援事業所が東京都福祉サービス第三者評価を定期的に受審できるよう、補助制度を継続し、受審促進に取り組みます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>ア 区立施設・開設から日が浅い事業所・利用者からの苦情があった事業所等、合計7事業所の実地指導と、区内全指定障害児通所支援事業所を対象とした集団指導を1回行った。実地指導では運営等改善の指摘を適切に行い、随時改善に各事業所取り組んでおり、区も進捗確認を行っている。また、実地指導で実際にあった指導内容を集団指導で共有し、さらなるサービスの質の向上につながるよう取り組みができています。</p> <p>イ 都民の福祉サービスの選択に資すること及び福祉サービスの質の向上を目指して公表するための第三者評価の活用の周知を行い、1事業所への補助を行った。</p>	<p>指導検査を区が初めて3か年経ち、様々な指導内容を集団指導等で障害児通所支援事業所と共有してきた。その成果として、令和7年度以降はその共有事項について指摘する数が減っていくことが重要と考えるため、その指摘数の減少につながる工夫を行っていく。</p> <p>また、第三者評価受審についても、東京都の広報を活用しながらその効果について広く周知し、受審促進につなげていく。</p>

主な取組 ② 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要であり、開設にあたり大きな財政的負担が必要となります。また運営においても、看護師等の複数名配置や送迎体制の構築など高いハードルがあります。このため新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況となっています。</p> <p>区内では、現在、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>令和6年度は、重症心身障害児の対応ができる民間事業所が1か所開設した。医療的ケア児等保護者に実施したアンケートで、重症心身障害児や医療的ケア児等の預け先等のニーズ把握を行った。</p>	令和7年度より新規事業所開設補助を実施する。
主な取組 ③ 障害児相談支援体制の充実			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア セルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援</b></p> <p>障害児支援利用計画の作成が必要な子どもに対して、障害児相談支援事業者による計画作成を進めるため、計画案の作成件数に応じて補助を行い、事業者支援に努め、セルフプラン解消に取り組みます。</p> <p><b>イ 障害児相談支援事業所の開設の誘導</b></p> <p>既存の障害児相談支援事業所に対する支援のみでは十分とは言えないため、障害児支援利用計画案を作成できる事業所の、さらなる新規事業所の誘導に取り組みます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>ア 計画案の作成件数に応じて障害児相談支援事業所へ補助を行い、事業者支援に努めたため、障害児支援利用計画の作成が必要な子どもに対しての作成が進んでいる。</p> <p>イ 障害児支援利用計画案を作成できる事業所は増えており、令和6年度1事業所が追加された。</p>	<p>ア 引き続き、障害児相談支援事業者による計画作成を進めるための補助を行い、子どもの発達を支援するための計画を作成を増やし、セルフプランの解消に向けていく。</p> <p>イ 障害児支援利用計画案を作成できる事業所の、さらなる新規事業所の誘導に取り組み続ける。</p>

■施策3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備(掲載ページ:P269)			
主な取組 ① 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p><b>ア 医療的ケア児等の協議の場の活用による支援体制の充実</b> 令和5年度(2023年度)に運営を開始した「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」の活性化に努め、協議会における多様な視点からの議論を踏まえ、医療的ケア児等支援の体制構築に努めます。</p> <p><b>イ 関係機関連携の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置</b> 医療的ケア児等コーディネーターの情報共有等の場としての「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を引き続き運営していきます。また、区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化し、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組めます。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>ア 令和6年度は、医療的ケア児等支援地域協議会を4回実施しアンケートによる実態把握と今後の検討課題を整理した。</p> <p>イ 医療的ケア児等支援情報連絡会についても4回実施し、医療的ケア児支援に関する情報共有等の場として運営している。</p>	<p>ア 保護者アンケートから、喫緊の課題として医療的ケア児とその家族に対する相談支援体制の整備・在宅レスパイトの拡充について優先的に取り組んでいく。</p> <p>イ 医療的ケア等コーディネーターの役割として、個々の様々なニーズに対応できる情報と繋ぐべき関係機関を案内できる寄り添った伴走型支援体制を構築する。</p>
主な取組 ② 医療的ケア児及びその保護者等からの相談体制の整備			
取組内容	所管課	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	令和7(2025)年度、令和8(2026)年度の取組内容や方向性(計画策定以降、事業展開に変更がある場合はその内容)
<p>医療的ケア児が、出生して病院のNICU(新生児集中治療管理室)で治療を受けてから退院し、地域での生活を始めるにあたっては、保護者だけでなく医療ソーシャルワーカーが介在するなど、関係機関の連携が必要です。このため、誰にとっても分かりやすい一元的な医療的ケア児等の相談窓口の設置を検討します。</p>	障害福祉課	<p>自己評価: ○</p> <p>医療的ケア児等の相談窓口の設置においては、当事者家族の世帯課題の棚卸など伴走的な相談、関係機関との調整、情報の集約などを実施する機能として整理を進めた。</p>	<p>・すこやか福祉センターの母子保健支援を入口として、福祉サービスへ繋ぎ継続した支援を行うための、伴走型相談支援体制(保護者の相談・情報発信と広聴機能・医療的ケア児の相談情報の集約と引継ぎ)の構築。</p> <p>・医療的ケアの実施や医療機関等支援機関との連携には医療職による継続的な情報把握が必要となる。訪問看護・コーディネーターによる相談支援との連携や流れを作っていく。</p>